

（仮称）甲賀市手話言語及び情報・コミュニケーション

促進条例（案）について

1. 条例制定の趣旨

手話を言語と認め、障がいの特性に応じた様々なコミュニケーション手段の普及と利用促進により、障がいの有無によって分け隔てられることがない共生社会の実現のため、この条例の制定をめざします。

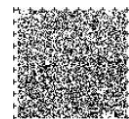


誰もが住みやすいまちづくりのひとつの取り組みとして、この条例の制定に取り組んでいます。

2. 条例制定の背景

障がいの有無にかかわらず、誰もが色々なことを知ったり、自分の考えを伝えたり、色々な活動に参加することは、一人ひとりを大切にする社会（共生社会）の実現のために大切です。

「障害者基本法」や平成26年1月に日本が批准した「障害者の権利に関する条約」において「言語に手話を含めること」や「障がい者の情報取得とコミュニケーション手段の利用の機会の確保」が定められていますが、社会の中にあるバリア（社会的障壁）により、障がいのある人が日常生活や社会生活において制限を受けている現状があります。



3. 条例（案）の概要

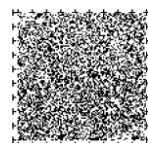
【前文】

手話は、音声言語と異なり、手及び指、体等の動き並びに顔の表情を使って視覚的に表現する言語です。これまで、ろう者等は、物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解し合うために、手話言語を大切に育んできた歴史があります。

また、人と人との結びつき及び絆を大切にする上で、全ての障がい者が可能な限り、手話を含む多様なコミュニケーション手段を用いて、お互いの気持ちを理解し合う機会を確保することは、共生社会に課せられた責務であります。

私たちは、手話が言語であることを理解し、また障がいの特性に応じたコミュニケーション及び情報取得等の手段の選択の機会が保障され、障がいの有無にかかわらず、市民一人ひとりの人権が尊重され、人格と個性を尊重しながら共に生きる社会を実現するためこの条例を制定します。

障がいのある人たちは、いろいろな方法で自分の気持ちをみんなに伝えていきます。





き ひと まわ ひと しゅわ
 聞こえない人やその周りの人にとって、手話
 なが れきし なか たいせつ
 は長い歴史の中で大切にされてきたことは
 げんご
 (言語) であることをわかってほしい。

【目的 (第1条)】

しゅわ げんご りかい ひろ しょう とくせい おう たよう
 手話が言語であることの理解を広め、障がい特性に応じた多様なコミュニケ
 しゅだん りよう そくしん しょう あるなし わ へだ
 ーション手段の利用を促進することにより、障がいの有無によって分け隔てら
 れることなく、ししょう がある ひと ひと たが みと あ とも い しゃかい
 障がいのある人もない人も互いに認め合い、共に生きる社会の
 じつげん
 実現をめざします。

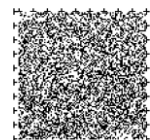
コミュニケーション場面での困りごと

- ・ がいけん き
外見では気づいてもらえない
- ・ しゅうい じょうきょう わ
周囲の状況が分かりにくい
- ・ むずか ことば ことば わ
難しい言葉やあいまいな言葉が分かりにくい
- ・ おんせい しかく じょうほう しゅとく むずか
音声や視覚による情報の取得が難しい
- ・ ただ つた つた
正しく伝わらない、伝わりにくい
- ・ うまく じぶん おも ことば つた むずか
うまく自分の思いを言葉で伝えることが難しい

障害の社会モデル (社会の中にあるバリア) の考え方

たと くるま しょう ひと だんさ しんたいしやうがい
 例えば、車いすを使用している人が段差をあがれないのは、身体障害がある
 からではなく、だんさ じょうきょう しゃかい なか げんいん
 段差があるという状況 (社会の中にあるバリア) に原因がある
 かんが
 と考えます。

おな しょう とくせい おう しゅだん ふきゅう
 同じように、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の普及により、
 だれ せいげん う しゃかい なか く
 誰もが制限を受けることなく社会の中で暮らすことができます。



【定義（第2条）】

（1）障がい者

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に制限を受ける状態にあるものをいいます。

（2）社会的障壁

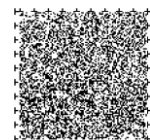
障がい者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となる社会における事物、制度、慣行、概念その他一切のものをいいます。

社会的障壁の例

- ・ 公共交通機関、道路、建物等において、利用者に移動面で困難をもたらすこと。
- ・ 情報の伝え方が不十分であるために必要な情報が平等に得られないこと。
- ・ 周囲からの心無い言葉、差別、無関心など、障がいのある人を受け入れないこと（障がいに対する誤った認識から生まれます。）。

（3）障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段

手話（触手話及び弱視手話を含む。）、要約筆記、筆談、字幕、点字、指点字、音訳、拡大文字、代読、代筆、視覚支援、平易な表現、絵図、記号、身振り、手振り、豊かな表情、口話、透明文字盤その他障がい特性に応じて利用される、人々が相互に情報を伝達し、意思を疎通し、並びに気持ち及び心を通わせて理解し合う伝達手段をいいます。

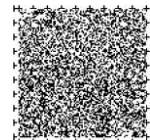


たよう 多様なコミュニケーション手段とは

しょう 障がいのある人が使用するコミュニケーション手段には、たくさんの種類が
あります。しょう 障がいのある人とコミュニケーションをするときは、どのような
ほうほう 方法がよいか本人に確認するなど、その時々 状況に応じて最も適した手段
が選択されることが大切です。

い か 以下は、コミュニケーション手段の一部です。人によっては、複数の方法を
併用しています。

しゅわ 手話	て ゆび うご 手や指の動きなどの視覚情報により意思の疎通などを行うもの。
しよくしゅわ 触手話	しかく ちょうかく しょう 視覚と聴覚に障がいのある人（盲ろう者）が手話を表現する あいて て ふ 相手の手に触れて情報を取得するもの。
ようやくひっき 要約筆記	しえんしゃ 支援者がパソコンやノートに筆記する等の方法で音声情報を ようやく もじ など 要約し、文字等で情報を伝えるもの。
てんじ 点字	へいめん も あ 平面から盛り上がった6つの点により文字を表現するもの。
ゆびてんじ 指点字	しかく ちょうかく しょう 視覚と聴覚に障がいのある人の指を点字タイプライターのキ ーに見立てて、支援者が指で触れて情報を伝えるもの。
おんやく 音訳	しょせき 書籍などの視覚情報を音声で録音し、情報を伝えるもの。
しかくしえん 視覚支援	ず 図やイラストなど目で見てわかるものを使って情報を伝える もの。



(4) 合理的配慮

市、市民及び事業者が、個々の場面において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合に、過度な負担にならない範囲で、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう行う必要かつ適切な現状の変更又は調整をいいます。

合理的配慮とは

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の意思表示があった場合において、負担が重くならない範囲で配慮を行うことです。

合理的配慮の具体例

- ・ 駅で障がいのある人からの申し出に応じて、券売機の操作を手伝う。
- ・ 聴覚障がいのある人からの申し出に応じて、手話や筆談で対応する。
- ・ 意思を伝え合うために、絵、写真やタブレット端末などを使う。

(5) 事業者

市内で事業を営む個人、法人及び団体をいいます。



きほんりねん だい じょう
【基本理念（第3条）】

①手話が言語であることの理解の促進及び障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進は、市民の相互理解、また人格と個性の尊重を基本として行います。

②個人の障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保するため、市、市民及び事業者が責務と役割を認識し、連携して取り組みます。

し せきむ だい じょう
【市の責務（第4条）】

しゅわ りかい そくしん
・手話の理解の促進

ぐたいてき しさく
具体的な施策

①手話奉仕員養成講座

②出前講座「はじめての手話」

③手話通訳

しょう しゃ じょうほうしゅとく かん しさく すいしん
・障がい者の情報取得、コミュニケーションに関する施策の推進

しょう とくせい おう たよう しゅだん りよう
・障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用するための

ごうりてきはいりよ ていきよう
合理的配慮の提供

ぐたいてき しさく
具体的な施策

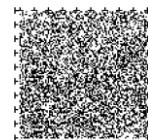
①ヘルプマークや耳マークの掲示

②専任手話通訳員の設置

③手話通訳者・要約筆記者派遣事業

④筆談や補聴支援用具による窓口対応

⑤点字封筒による書類の送付



⑥補聴器、音声時計・体温計、矯正眼鏡、拡大鏡、点字図書、

重度障がい者用意思伝達装置等の購入や修理の補助

・緊急時や災害発生時に多様なコミュニケーション手段が利用可能な共生

社会の実現

具体的な施策

①避難行動要支援者同意者名簿の登録案内

②聴覚障がい者用災害時ビブスの交付

③デフメール（聴覚障がい者向けのメール利用による市からの情報発信・問い合わせサービス）

④聴覚障がい者用緊急通報端末（タブレット・ブレスレット）による情報発信

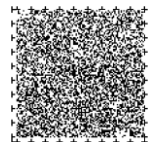
【市民の役割（第5条）】

・基本理念の理解

・障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用するための

合理的配慮の提供

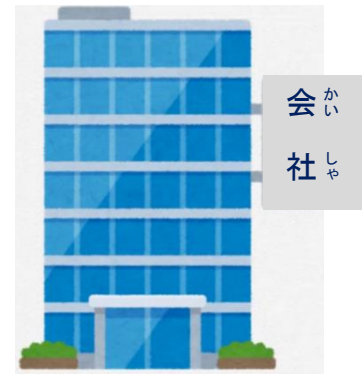
大切なことは、その人に伝えようとする気持ちです。その人に合った伝え方を心がけましょう。



その人に応じたコミュニケーション手段があることを知り、自分にできることから取り組むことが大切なんだね。

【事業者の役割（第6条）】

- ・ 基本理念の理解
- ・ 市の施策への協力
- ・ 障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用するための合理的配慮の提供



【市の施策（第7条）】

- ・ 手話や障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解の促進及び普及啓発
- ・ 多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境づくり
- ・ 多様なコミュニケーション手段の支援者の確保・養成
- ・ 多様なコミュニケーション手段での情報発信・情報提供
- ・ 学校における多様なコミュニケーション手段の理解の促進及び普及啓発

4. 条例の施行時期

条例案は、令和3年6月定例市議会に提出することを予定しており、同議会において可決された場合には、令和3年10月1日に施行することを予定しています。



みなさま
皆様からのご意見をお待ち
しています。

